

資料1 補助の対象となる人間ドック・脳ドックの必須検査項目

ただし、以下の検査項目を満たしていても、人間ドックではない健診（事業所健診等）や、特定健診自体を含む健診（特定健診との併診人間ドック）、および以下の項目を複数回に分けて受診したものは費用補助申請の対象となりません。がん検診に関しては、人間ドックの一環として「人間ドック実施期間が独自に実施するがん検診」が含まれている場合は、補助の対象です。ただし、人間ドックの中に「町が補助する各種がん検診等」が含まれており、人間ドック分のみの金額が証明できないものは対象となりません。「町が補助する各種がん検診等」を同日に受けた場合は、人間ドック分と「町が補助する各種がん検診等」の領収書を別々に分けるか、または領収明細が明確に分かれていることが必要です。人間ドック分のみの金額がわかる領収書を提出していただく必要があります。

1-1 人間ドックの場合（特定健診*¹の検査項目*²に準ずる）

- 既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む）
- 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 身長、体重の測定
- 腹囲の検査 **※40歳以上（年度内に40歳に到達する人を含む）は必須**
- BMIの測定
- 血圧の測定
- 肝機能検査
 - ALT（GOT）
 - AST（GPT）
 - γ -GTP
- 血中脂質検査
 - 中性脂肪（TG）
 - HDLコレステロール
 - LDLコレステロール
- 血糖検査
- 尿中の糖及び蛋白の有無の検査
- 血清クレアチニン
- e-GFR
- 貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数）
- 心電図検査及び眼底検査（医師の判断等で実施）
- 医師の診断結果

1-2 脳ドックの場合

- 頭部MRI検査
- 頭部MRA検査
- 頸部血管超音波検査または頸部MRA検査
- 医師の診断結果

* 1 「高齢者の医療の確保に関する法律」により定められている健診

* 2 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」において示されている検査項目